

# 歳末 たすけあい 募金

# 歳末配分事業が 申請方式に変わります

申請書の提出締切は11月28日(金)です

## 申請手続きの流れ

### 前年度義援金を受けた方



前年度配分を受けた方には直接案内を郵送します。対象と思われる場合は下記同様。

### 初めて申請される方



初めて申請される方は、社会福祉協議会窓口、またはお近くの民生児童委員へ。



### ●必要書類の確認

申請書と必要書類(所得証明書や住民票など)をそろえ、提出します。

申請

### ●申請書の提出先

- 総合福祉センター、児童センター
- 社会福祉協議会各支部
- 担当地域の民生児童委員



### ●決定・振込み

決定通知がお手元に届いた後に指定の口座へ振り込まれます。

通知

### ●審査

申請していただいた書類を、配分審査会にて審査します。

みなさんから寄せいただく「歳末たすけあい募金」の義援金をもとに、経済的に困難な寝たきり・高齢者・母子父子・障がい者世帯などの方々に配分していた「歳末助け合い配分事業(在宅配分)」が、本年度から申請方式に変わります。

これまで民生児童委員に調査依頼し、義援金としてお配りしていた歳末配分事業が、各自で申込みいただく「申請方式」になります。前年度の配分世帯へは、郵送でご案内しますが、ご自分の世帯が該当すると思

われた場合は、お近くの社会福祉協議会窓口、または民生児童委員までお問い合わせください。なお、基準に満たない場合は、対象外となる場合があります。

### 《対象となる世帯》

各区分ごとに、全ての要件を満たす必要があります。

○障がい児・者世帯(障がい者の方を含む世帯)

①在宅者②身障・精神手帳1級、または療育手帳A1所持者③市民税非課税世帯

④家族年収250万円以下

○母子・父子世帯

①子どもが高校卒業までの世帯(未就労)②市民税非課税世帯③家族年収150万円以下(子2人目から1人に付き30万円加算)

○高齢者のみの世帯

①75歳以上②在宅者③市民税非課税世帯④ひとり暮らし高齢者で年収80万円以下

の方⑤高齢者のみの世帯であつて、年収130万円以下

○高齢準要保護世帯

①在宅者②市民税非課税世帯③家族年収120万円以下

### 《提出期限》

11月28日(金)

決定通知は12月中旬に申請者へ送付し、12月下旬に指定口座へ振り込みします。

### 問合せ先

社会福祉協議会・支部  
☎35-0294

## やめよう! ごみのポイ捨て・禁止区域での喫煙

ポイ捨て禁止等強化週間/11月10~16日

今年4月から「高山市ポイ捨て等及び路上喫煙禁止条例」が施行となりました。市全域で吸殻や空き缶などのポイ捨て、飼い犬などのふんの放置を禁止しており、また禁止区域での喫煙も禁止しています。一人ひとりがマナーを守り、住みよいきれいなまちにしましょう。

問合せ先 環境課 ☎35-3467



秋の高山祭で観光客にPR。また、路上にはポイ捨て禁止のサインも設置しました